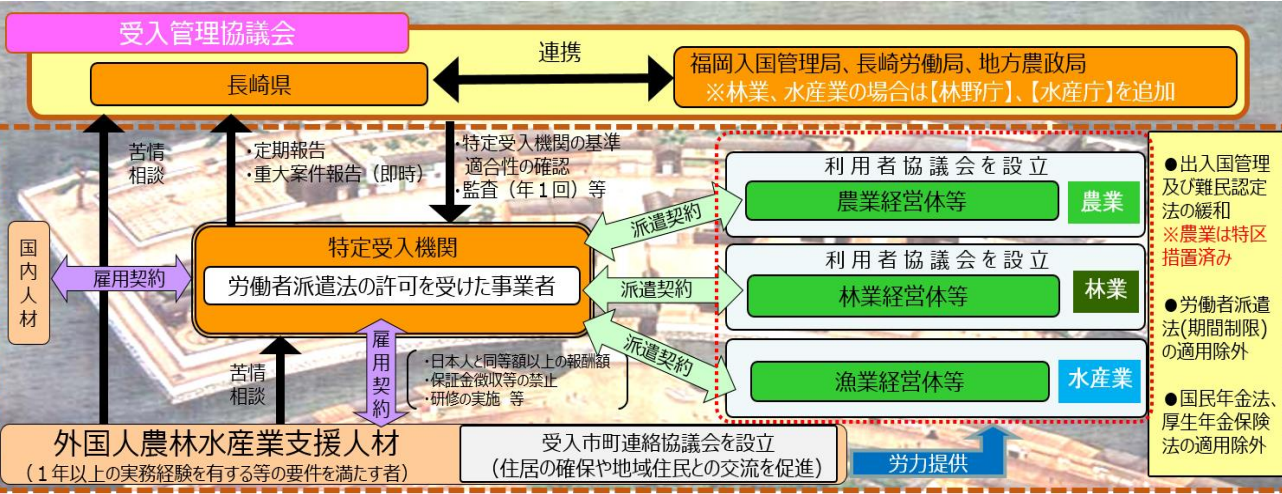


外国人とともに成長する長崎県（平成の「出島」）

〔国家戦略特区農業支援外国人材受入事業の林業、水産業への横展開〕



＜農林水産業外国人材の派遣を円滑に進める体制整備のための提案等＞

| 提案 | 内容 |
|-------------------|---|
| 林業、水産業分野への外国人材受入 | 国家戦略特区農業支援外国人材受入事業と同様の仕組みにより、林業、水産業分野への外国人材受入を可能とする |
| 派遣期間制限の緩和（労働者派遣法） | 派遣先事業所において3年を超える継続した受入を可能とする |
| 国民年金法等の適用除外 | 被保険者とししない（在留は3年に限定⇒給付要件を満たさないため） |

拡大・発展

平成の「出島」（幅広い分野にわたるミドルクラス外国人材の受入）

⇒基本的な考え方は国家戦略特区農業支援外国人材受入事業の**拡大、発展**

＜提案の概要＞

・ミドルクラス外国人材： ※受入業種のイメージ例：レストラン・ホテルスタッフ、調理師
⇒「技術・人文知識・国際業務」等で就労が認められる専門的・技術的分野を担う人材と非熟練人材（技能実習生）との間の業務を担う一定の実務経験等を有し、即戦力となる外国人材。
・雇用労働者としての**適正な管理を行う仕組みを前提として、事業拡大や成長産業化の推進による国際競争力の強化を図る観点から、必要性のある分野については、個別に審査した上で就労目的の在留資格を付与する。**

＜新たな制度の骨格＞

・国家戦略特別区域に設置された国家戦略特別区域会議の下に「適正受入管理協議会」を設置し、特区内の労働力需給の状況を踏まえ、受入れ業種やその要件を決定。
・外国人材の雇用を希望する事業者の申請・相談窓口として「外国人雇用相談センター」を設置。

| | |
|-----------------------|----------------------------------|
| ミドルクラス外国人材の受入（出入国管理法） | 一定の実務経験等を有するミドルクラス外国人材の受入スキームの構築 |
| 建設業等への外国人材派遣 | 派遣禁止業務（建設業務、警備業務等）の規制緩和 |

法人や民間事業者の新規参入を促し、農林業の成長産業化を図る長崎県

〔所有者不明、未相続農地・林地の集約化〕

＜林業分野＞

| 提案 | 内容 |
|----------------------|--|
| 林地台帳の整備促進（森林法、地方税法） | 全ての森林所有者に係る固定資産課税台帳の情報を、各市町の林務部局へ提供可能とする |
| 新たな森林管理システムの推進①（森林法） | 森林所有者の特定が困難な場合、適切な管理者（納税者）の同意で市町へ森林管理を委託し、民間事業者による間伐等を可能とする |
| 新たな森林管理システムの推進②（森林法） | 森林所有者に加えて納税者など適切な管理者も不明の場合、市町が「所在不明の所有者に登記を求めるとともに、登記されない場合には市町が立木の伐採・処分権又は林地の使用収益権を設定する」旨の公示（6か月）を経て、市町への委託・管理等を可能とする |

＜農業分野＞

| | |
|---------------------------------------|--|
| 農地の利用権設定の促進（農業経営基盤強化法） | 相続登記されていない共有農地について、適切な管理者（納税者）の同意で中間管理機構による利用権設定を可能とする |
| 農地の条件整備の促進（民法等） | 基盤整備（暗渠設置、石積除去など）では、全ての権利者の同意を得ることなく、適切な管理者（納税者）の意向をもって実施可能とする |
| 大規模な農地基盤整備 ○換地手続きの緩和（土地改良法） | 換地手続きの権利者会議における代表権利者を、各権利者の法定相続分の2/3を超える同意で決定。この場合、不在者は公示送達手続きによって権利者の判定（分母）から除外 |
| 大規模な農地基盤整備 ○代表権利者による代位登記（民法、土地改良法） | 登記名義人死亡から20年を超えて未相続の土地は、代表権利者への代位登記を可能とする |

〔農業の成長産業化に向けたその他の取組〕

| | |
|--|---|
| 農業版レギュラトリー・サンドボックス構築（道路交通法） | ロボットトラクターの夜間無人走行等の実証が可能となるよう農業版レギュラトリー・サンドボックスを構築する |
| 機能性表示食品制度の推進（食品表示法等） | 生鮮農産物は、ばら売り・かご盛り等に対応できるようリパック容器に限定せず、リーフレット等の印刷物による表示でも届出可能とする |
| 鳥獣被害対策の強化 ○自衛官OB等を活用した企業参入促進（銃刀法等） | 自衛官OB等の猟銃免許申請時の射撃実技試験免除等によって免許取得者を増やすことで、企業による雇用者確保を容易にし、捕獲からジビエ利用までの一貫した民間企業参入を促進する |
| 鳥獣被害対策の強化 ○有害鳥獣の捕獲、追払い等の促進（鳥獣保護管理法、航空法） | 自己所有農地において、一部の猟法、猟具（とりもち、かすみ網等）の使用制限を解除できるようにする ドローンを活用して、有害鳥獣の追払いや、24時間監視による誤って捕獲した鳥獣の発見・救助、上空からの赤外線センサーでの生息状況把握や追跡による新たな捕獲法の構築等ができるようにする |
| 地域資源（イノシシ等）の有効活用（肥料取締法） | 有害鳥獣として捕獲されたイノシシやニホンジカを肥料や土壌改良資材として活用できるようにする |

しまや過疎地域等の持続可能な社会基盤づくりを進める長崎県

＜医療分野等の規制緩和＞

| | |
|-----------------------|--|
| 地域包括ケアシステム推進のためのICT活用 | 退院前カンファランスにおいて、対面に限らず、テレビ会議システムによる参加でも診療報酬上の評価を認める |
| 臨床研修施設の拡充（医師法） | 基幹型臨床研修病院の指定基準緩和（入院患者数、病理検討会等） |